

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る 環境影響評価方法書手続について

項目	内容
事業名称等	横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 事業者：国土交通省関東地方整備局、横浜市
事業の種類	環境影響評価法（以下「法」という。）対象事業 法第2条第2項に規定する第一種事業 埋立干拓区域の面積が50ヘクタールを超える公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業
図書の提出	法第6条第1項 平成29年10月20日提出
図書の縦覧の公告	【事業者が行う公告】法第7条 平成29年10月20日公告 【市長が行う公告】横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第58条第1項 平成29年10月20日公告 (環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の縦覧	【事業者が行う縦覧】法第7条 縦覧期間：平成29年10月20日～平成29年11月20日 (縦覧終了後、平成29年12月4日まで閲覧) 縦覧場所：事業者の事務所 (事業者ホームページで方法書の全文公開を実施) 【市長が行う縦覧】条例第58条第1項 縦覧期間：平成29年10月20日～平成29年12月4日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 鶴見区役所区政推進課、中区役所区政推進課 (横浜市中心図書館、鶴見図書館、中図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施)
審査会への諮問	条例第58条第2項 平成29年11月9日 諮問
説明会の開催	法第7条の2第1項 開催日：第1回 平成29年11月12日 昼 大鳥中学校 第2回 平成29年11月15日 昼 新山下地域ケアプラザ 第3回 平成29年11月15日 夜 新山下地域ケアプラザ
意見書の提出	法第8条第1項 提出期間：平成29年10月20日～平成29年12月4日
意見の概要の送付	法第9条 事業者は、意見書の提出期間経過後、環境影響を受ける地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

市長意見の作成	法第10条第4項 条例第58条第2項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面で述べる。
市長意見の公告・縦覧	条例第58条第3項 市長は、法第10条第4項の規定により意見を述べた旨を公告し、当該意見を記載した書面を30日間縦覧する。

このほか、神奈川県環境影響評価条例に基づき、公告・縦覧、神奈川県環境影響評価審査会への諮問等が行われます。